

## 国民健康保険証(更新)をお届けします (市民課 国民健康保険係 ☎964-4471)

現在、東温市国民健康保険に加入されている方の保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。新しい保険証を7月末までにお送りしますので、住所・氏名・生年月日などに誤りがないかお確かめください。7月末までに届かない場合は、市民課までお問い合わせください。

社会保険等に加入した人で、国民健康保険の喪失手続きを済まされていない人は、早急に手続きを行ってください。

現在ご使用の保険証は、個人情報に十分ご留意の上で各自処分していただくか、市役所市民課または川内支所まで返却してください。(郵送可)

**年金のひろば**  
市民課医療年金係 ☎964-4471  
松山東年金事務所 ☎946-2146

詳しくは  
お問い合わせください



## ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

国民年金保険料(月額16,340円)を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。未納のままにしておくと、将来、年金を受取ることが出来ない場合がありますので、市役所または最寄りの年金事務所でご相談ください。申請は、東温市市民課・川内支所・最寄りの年金事務所可能です(郵送可)。

**納付猶予制度**  
50歳未満の人に限り申請できる制度です。  
※学生の場合は「学生納付特例制度」の申請をしてください

**免除された期間の保険料と年金はどうなるの？**  
保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除または猶予された保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)が可能です。

**免除制度**  
前年所得に応じて、「全額免除」「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」の4種類があります。

## 選挙の豆知識 vol.16

第16回のテーマは、「選挙運動①」についてです。それでは、「いのとん先生」よろしくお願いします。



- そもそも「選挙運動」って何？**  
選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的に、投票を得るため(得させるため)、直接または間接的に行う必要かつ有利な行為」のことを言います。  
例えば、「〇〇さんに投票してください」という明らかに行為だけでなく、単に特定の候補者の名前を選挙人に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば、選挙運動に当たることになります。簡単にまとめると、以下の条件を満たした場合、選挙運動となります。
- ・選挙(〇〇選挙)が特定されている。
  - ・特定の候補者(立候補予定者も含む)のために行っている。
  - ・当選を目的として行われている。

・選挙人に対して、直接または間接的に必要かつ有利な行為を行っている。

- 選挙運動は自由に行って良いの？**  
選挙運動は、本来自由に行われるのが理想ですが、選挙の公平性を確保するため、一定のルールが設けられています。そのルールを決めている公職選挙法では、
- ・期間(いつからいつまで行ってよいか)
  - ・主体(誰が行ってよいか)
  - ・方法(どんなやり方で行ってよいか)
- などについてルールが決められています。

～次号は、「選挙運動②」を特集する予定です～

## 後期高齢者医療保険証が新しくなります (市民課 医療年金係 ☎964-4471)

現在お持ちの保険証(オリーブ色)の有効期限は平成30年7月31日です。8月1日からは、新しい保険証(薄桃色)に変わります。新しい保険証は7月中旬に送付しますので、届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。平成30年8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生日の前月に郵送します。

※平成30年度の保険料額決定通知書は7月中旬にお送りします。

※限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は平成30年7月31日です。現在保有して次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送付しますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

**対象者**  
75歳以上の人、65歳から74歳の一定の障がいがある人(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人)

- 要件**
- ①保険料の滞納がない
  - ②平成30年度の住民税が非課税の世帯
  - ③世帯内に所得の未申告者がいない

## 70歳以上の人の高額介護合算療養費の限度額が見直されます

平成30年8月からの高額療養費の上限度額の変更により、高額介護合算療養費の限度額が見直されます。現役並み所得者については、細分化した上で限度額が引き上げられ、一般区分については、限度額が据え置かれます。

**高額介護合算療養費制度とは…**  
医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。

【現行】		【平成30年8月から】		【参考】 負担限度額(年額) 70歳未満(注2)
所得区分	負担限度額(年額) 70歳以上(注2)	所得区分	負担限度額(年額) 70歳以上(注2)	
現役並み所得者 課税所得145万円以上の人	67万円	課税所得690万円以上の人	212万円	212万円
		課税所得380万円以上の人	141万円	141万円
一般 課税所得145万円未満の人(注1)	56万円	課税所得145万円未満の人(注1)	56万円	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円(注3)	低所得者Ⅰ	19万円(注3)	

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
(注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。  
(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円になります。

## 高額療養費の自己負担限度額が変更されます

70歳以上の人の所得区分と自己負担限度額が次表のとおり変更されます。

【現行】		【平成30年8月から】			
区分	世帯(入院+外来)		区分	世帯(入院+外来)	
	個人(外来)	世帯(入院+外来)		個人(外来)	世帯(入院+外来)
現役並み	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	現役並み	年収約1160万～課税所得690万以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>
		<44,400円>		年収約770～1160万課税所得380万以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>
一般	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円<44,400円>	一般(年収156万～370万円)	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円<44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円	住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円

<>は1年間に世帯単位の高額療養費が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額